

# 東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(現状)

カテゴリー	アジア大洋州	北米	中南米	欧州	中東	アフリカ	計
輸入停止を含む規制	韓国 台湾 中国 香港 マカオ シンガポール			ロシア			7か国・地域
	6か国・地域			1か国			
限定規制 【条件付きで輸出可】 (*1)	フィリピン(*1) インドネシア ニューカレドニア 仏領ポリネシア ブルネイ パキスタン	米国(*1)	ブラジル アルゼンチン	EU28か国(*2) アイスランド スイス ノルウェー リヒテンシュタイン ウクライナ	レバノン(*1) ア首連 オマーン サウジアラビア バーレーン イラン イスラエル カタール トルコ	エジプト モロッコ コンゴ(民) モーリシャス	55か国・地域
	6か国・地域	1か国	2か国	33か国	9か国	4か国	
規制撤廃	ミャンマー(H23.6) ニュージーランド(H24.7) マレーシア(H25.3) ベトナム(H25.9) 豪州(H26.1) タイ(H27.5)(*3) インド(H28.2) ネパール(H28.8)	カナダ(H23.6)	チリ(H23.9) メキシコ(H24.1) ペルー(H24.4) コロンビア(H24.8) エクアドル(H25.4) ボリビア(H27.11)	セルビア(H23.7)	イラク(H26.1) クウェート(H28.5)	ギニア(H24.6)	19か国
	8か国	1か国	6か国	1か国	2か国	1か国	

81か国・地域

(\*1) 輸入停止を含まないが証明書要求等の措置を講じている国・地域を「限定規制」と分類している(ただし、フィリピン、米国、レバノンの3か国については、輸入停止を含む措置が含まれているが、対象品目は日本の出荷制限品目を基準としているため、「限定規制」に分類。)。なお、各カテゴリーの中でも規制の内容や対象地域・品目は国・地域ごとに異なる。

(\*2) EUは、EU加盟28か国で同一の規制が課されている。

(\*3) タイは野生動物(イノシシ、ヤマドリ、シカ)の肉を除いて規制を撤廃。

(\*4) 下線を引いている国・地域は、震災後に一定の規制緩和が実現したことがある国・地域(計55か国・地域)。

(参考: 各国の輸入規制の国際法上の根拠)

WTOの衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)上、各加盟国は、科学的な原則に基づき、人の生命又は健康等を保護するために必要な措置をとることができる。国際的な基準等に基づいて措置を取るのが原則とされているが、科学的に正当な理由がある場合等には、国際的な基準より厳しい措置を取ることも可能とされている。

# 東京電力福島第一原発事故を受けた諸外国・地域の輸入規制(緩和・撤廃の動向)

撤廃年月	国名	緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2011年 6月	カナダ	2014年 6月	シンガポール	・輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) ・検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
6月	ミャンマー	11月	サウジアラビア	・輸入停止(12都県の全食品)→検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
7月	セルビア	12月	バーレーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
9月	チリ	12月	米国	・検査報告書(3県)の対象品目が縮小 (福島県産の茶, 茨城県産の米・大豆, 栃木県産の米・大豆・茶等を対象から除外)
2012年 1月	メキシコ	12月	オマーン	・検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
4月	ペルー	2015年 2月	ブルネイ	・輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) ・検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)
6月	ギニア	3, 4, 5, 8月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について, 順次輸入停止を解除
7月	ニュージーランド	7月	ロシア	・輸入停止(8県の水産物)→青森県を解除(検査証明書添付で輸入可能)
8月	コロンビア	2016年 1月	EU加盟28か国	・検査証明書及び産地証明書の対象地域及び対象品目が縮小 (福島県の野菜, 果実(柿を除く), 畜産品, そば, 茶等を検査証明対象から除外等)
2013年 3月	マレーシア	1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10月	米国	・日本で出荷制限措置が解除された品目について, 順次輸入停止を解除
4月	エクアドル	2月	スイス, ノルウェー, アイスランド, リヒテンシュタイン	・2016年1月のEUの規制緩和に準じた規制緩和を実施
9月	ベトナム	3月	エジプト	・検査証明書の対象地域及び対象品目を変更 (11都県の全ての食品・飼料→7県の水産物)
2014年 1月	イラク	6月	ブルネイ	・輸入停止(福島県の食肉, 野菜, 果物, 水産物, 牛乳・乳製品) →検査証明書添付で輸入可能(福島県の全食品が検査証明書の対象に)
1月	豪州	6月, 9月	仏領ポリネシア	・2016年1月のEUの改正内容と同様の改正を実施(9月)
2015年 5月	タイ *一部野生動物肉除く	7月	イスラエル	・輸入時サンプル検査の対象県及び対象品目が縮小 (8県の全ての食品→福島県の全ての食品, 5県は品目別に)
11月	ボリビア	7月	カタール	・検査報告書(47都道府県)→輸入時サンプル検査
2016年 2月	インド	10月	ニューカレドニア	・輸入停止(12都県産の全食品・飼料)→検査証明書ないし産地証明書の提出 (EUの現行規制とほぼ同じ内容)
5月	クウェート			
8月	ネパール			

(計19か国)

\* 農林水産省資料を基に作成  
\* 規制緩和は2014年6月以降の例を記載  
\* 震災後では計55か国・地域が規制緩和